

大阪府御中

コーポレート・カタリスト・インディア・  
プライベート・リミテッド

## インド投資環境レポート 9月

### <インドでの最近の動向>

#### アジア開発銀行はヴィシャーカパトナム市ーチェンナイ市間の産業動脈に関して 6.3 億米ドルのローン拠出を承認

インド西部の西ベンガル州にあるコルカタ氏からインド南部のタミルナドゥ州にあるトゥートトゥックデイ市間の 2500KM となる大東沿岸経済動脈の一部として、インド政府は製造業を誘致し、産業を輸出するプロジェクトを期待する。今回、アジア開発銀行はインド政府による政策介入を支援するための一環として、道路、発電所、飲み水その他のインフラ設備への融資への 5 億ドルを含む 6.3 億米ドルのローンの拠出を承認した。

#### 大理石、トラバーティンのブロックに関する新しい輸入ポリシー

インド商工省は大理石、トラバーティンのブロックに関する新しい輸入ポリシーを 2016 年 10 月 1 日から導入することを通知した。大理石、トラバーティンのブロックの最低輸入価格は 40 米ドル/平米に引き下げ、一方で基本関税を 10%から 20%に引き上げた。

#### インド政府は 5 つの州をまたぐ 3.9 億米ドルの高速道路プロジェクトを承認

インド政府は、テランガナ州、アンドラ・プラディッシュ州、カルナタカ州、ナガランド州、ウッター・プラディッシュ州の 5 つの州での 9 つの高速道路プロジェクトを承認した。合計 414KM に関して 3.9 億米ドルの費用が概算されている。

#### エレクトロニクス産業に 186 億米ドルの外国直接投資が行われた

「MAKE IN INDIA」のイニシアティブおよびインド政府の緩和政策を背景に 2016 年には 186 億米ドルもの外国直接投資が、エレクトロニクス産業に行われた。なお、2014 年は 17 億米ドルであった。インド政府はエレクトロニクス産業に対して特別なインセンティブ・スキームと税体制を提供している。

#### プネ・スマートシティ開発公社は欧州ビジネス・テクノロジー・センターと覚書を締結

プネ・スマートシティ・プロジェクトに関して欧州企業を誘致するため、欧州ビジネス・テクノロジー・センターと経験及び技術の協力パートナーとしての覚書を締結した。

#### インド政府は物品・サービス税のために 3.4 億米ドルの IT プロジェクトを承認

インド政府は、物品・サービス税における IT フレームワークの準備を確実にするため、3.4 億ドルのプロジェクトを承認した。

## 2016年8月の合併・買収取引が急増

インド政府は、2016年8月に25億米ドルの合併・買収取引が行われたことを公表した。銀行・金融セクターが全体の30%超をしており、7.7億米ドルのHDFC生命がMax生命と合併したことにより市場価値100億米ドルの生命保険会社が誕生したことに起因する。2016年1月から8月まで300件以上の合併・買収取引が行われた。

### <インドの規制環境>

多くの日本企業がインドに進出する際に最も多く取られる手法は、インドに現地法人を子会社として設立する手法である。現地法人は、駐在員事務所、支店、プロジェクトオフィスと異なり、その活動や事業展開の自由度が高い。本稿では現地法人の設立プロセスについて説明する。

#### 1. 設立プロセスの全体像

インドにおいて現地法人の設立開始から営業取引の開始までの期間は6か月から7か月程度である。現地法人を設立する場合には株主、取締役が最低2名ずつ必要であり、また取締役のうち1名は前暦年で182日インドに滞在していた者であることが必要となる。以下の図は会社設立手続きの流れである。

※図：会社設立手続きの流れ

設立登記（3か月）	資本金送金（2か月）	営業準備手続き（2か月）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役番号の取得等</li> <li>・会社名の決定</li> <li>・当初資本金の決定</li> <li>・定款の作成</li> <li>・法手費用の納付</li> <li>・設立登記の申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回取締役会</li> <li>・監査人の決定</li> <li>・銀行口座の開設</li> <li>・第2回取締役会</li> <li>・当初資本金の送金</li> <li>・株券の発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社税務番号</li> <li>・源泉税番号</li> <li>・物品・サービス税番号</li> <li>・その他の登録</li> <li>・事務所のリース</li> <li>・従業員の雇用</li> </ul>

#### 2. 設立登記

##### ①取締役の決定

設立登記手続きの初めの手続きは取締役候補者の決定である。新会社の取締役となる者を最低2名選定する。なお、上述の通り1名は居住取締役として前暦年で182日インドに滞在していた者であることが必要である。取締役候補者に関しては、インドの電子署名および取締役識別番号を取得することが必要となる。

##### ②会社名の決定

取締役候補者が決定し、電子署名および取締役識別番号を取得後は、会社名の決定となる。ここで株主と同様の名称を付すことを予定している場合には株主から会社名の利用に関して異議が無い旨のレターを発行するこ

とが必要である。また会社名の申請においては会社名に関する本社の取締役会決議証明書も必要となる。本社の取締役会決議証明書はインドの様式に従い作成することが必要である。なお、申請時には6個まで同時に候補名を記載することが可能であるが、名称の優劣がある場合には複数の候補名を列挙することは望ましくない。

### ③設立登記申請

会社名を企業省に申請後、当該新会社の候補名が受付可能である旨がメールにより通知されるが、その後60日以内に設立登記申請を完了させることが必要である。会社の設立登記申請には、次の書類を用意することが必要である。なお、会社設立登記の申請後2週間から3週間程度で会社の設立証明書が発行される。

- (1) 会社定款
- (2) 株式引受申込書
- (3) 法定費用の支払証明書
- (4) 株主の設立証明書類、個人証明書類
- (5) 取締役、株主となる者からの会社法および関連規定により定められている各種書類

## 3. 資本金の送金

### ①第1回取締役会

会社の設立登記完了後は、遅滞なく第1回取締役会を開催することが必要となる。第1回取締役会では会社設立時の決定事項のほか、会計期間の決定、監査人の選任、設立費用を新会社が負担する場合の決議、銀行口座の開設、各種税務登録の署名権限者の決定、各種会社代表行為における署名権限者の決定等が決議される。

### ②銀行口座の開設および資本金の送金

第1回取締役会の決議内容に従い銀行口座の開設を行う。通常は銀行口座の開設申請後1週間程度で銀行口座が開設される。銀行口座開設後は早急に資本金の送金が必要となる。資本金送金後は銀行が Foreign Inward Remittance Certificate を発行するため、資本金着金後60日以内に、本証明書類を付属書類とともにインド準備銀行に提出することが必要である。

### ③第2回取締役会

資本金の着金完了後は遅滞なく第2回取締役会の開催が必要となる。第2回取締役会での議題内容は株式の割当てとなる。この株式の割当てにかかる取締役会の開催後から払込資本金の利用が可能となる。

また株式の割当てにかかる取締役会開催後から60日以内に様式 FC-GPR を付属書類とともにインド準備銀行に提出することが必要である。

### ⑤株式証書の発行

株式割当て後は、遅滞なく株式証書を株主に発行することになる。なおその際には印紙税の納税が必要となる。

## 4. 営業開始準備

### ①税務番号、源泉税番号、物品・サービス税番号の取得

会社の設立登記完了後は、資本金の送金手続きとともに営業開始準備を行うことになる。税務番号 (PAN: Permanent Account Number)、源泉税番号 (TAN: Tax Deduction and Collection Account Number)、および

間接税として物品・サービス税の番号の取得を行う。これらのほか各州の規制に従い労働法上の登録等を行うことが必要となる。

## ②事務所の賃貸、従業員の雇用

資本金が利用可能になってからは営業開始準備として、事務所の賃貸や従業員の雇用を開始し敷金やその他の諸経費の支払いを行い、営業開始に向けて事業的な側面からの準備を行っていくことになる。